

熊谷市農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、熊谷市農業委員会（以下「農業委員会」という。）の農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）の委嘱の手續について、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）その他の法令に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(推薦及び募集の区域等)

第2条 法第17条第2項の規定により定める推進委員の担当する区域及び定数は、別表のとおりとする。

2 法第19条第1項の規定による推進委員の推薦及び募集は、前項の区域を単位として行うものとする。

(被推薦者及び応募者の資格)

第3条 推進委員として推薦を受ける者及び推進委員の募集に応募する者は、法第17条第1項に規定するものであって、かつ、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 法第8条第4項各号のいずれにも該当しない者
- (2) 市内に住所を有する者
- (3) 熊谷市の一般職の職員でない者
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は熊谷市暴力団排除条例（平成25年条例第28号）第3条第2項に規定する暴力団関係者でない者

(推薦の方法)

第4条 法第19条第1項の規定による推薦の方法は、次に掲げる方法とする。

- (1) 個人による推薦
- (2) 法人又は団体による推薦

(推薦等の手續)

第5条 推進委員の候補者の推薦をしようとする者又は推進委員の募集に応募しようとする者は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める書類を、農業委員会に提出しなければならない。

- (1) 個人による推薦の場合 熊谷市農業委員会農地利用最適化推進委員候補者推薦書（個人用）（様式第1号）
- (2) 法人又は団体による推薦の場合 熊谷市農業委員会農地利用最適化推進委員候補者推薦書（法人・団体用）（様式第2号）
- (3) 募集に応募する場合 熊谷市農業委員会農地利用最適化推進委員への応募申込書（様式第3号）

2 前項の規定による書類の提出は、持参の方法により行うものとする。

(推薦及び募集の周知)

第6条 推進委員の候補者の推薦及び推進委員の募集の周知は、次のとおりとする。

- (1) 熊谷市の広報紙及び農業委員会の広報紙への掲載
- (2) 熊谷市のホームページへの掲載
- (3) その他農業委員会が適当と認める方法

(推進委員候補者の選考)

第7条 農業委員会は、熊谷市農業委員会役付委員会（以下この条及び次条において「役付委員会」という。）に、推薦を受けた者及び募集に応募した者のうちから推進委員の候補者を選考させるものとする。

2 役付委員会の委員は、推進委員の候補者の選考に当たり、自己、配偶者又は3親等内の親族に直接の利害関係のある事件については、その議事に加わることができない。

3 役付委員会は、推進委員の候補者を選考したときは、その結果を農業委員会に報告するものとする。

(推進委員の委嘱)

第8条 農業委員会は、前条第3項による報告を受け、推進委員の候補者を決定し、当該候補者について農業委員会の総会の議決により承認を得た上で、推進委員を委嘱するものとする。

(推進委員の補充)

第9条 農業委員会は、推進委員の担当地区において同一地区で2名の欠員が生じた場合は、速やかに補充の手続を行うものとする。

(その他)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第2条関係）

地区名	区 域	定数
第1地区	本石一丁目、本石二丁目、石原一丁目、石原二丁目、石原三丁目、石原、月見町一丁目、月見町二丁目、赤城町一丁目、赤城町二丁目、赤城町三丁目、伊勢町、見晴町、大麻生、小島、広瀬、川原明戸、武体、瀬南、三ヶ尻、新堀新田、拾六間、御稜威ヶ原、美土里町一丁目、美土里町二丁目、美土里町三丁目、玉井、久保島、新堀、高柳、玉井一丁目、玉井二丁目、玉井三丁目、玉井四丁目、玉井五丁目、玉井南一丁目、玉井南二丁目、玉井南三丁目、籠原南一丁目、籠原南二丁目及び籠原南三丁目	3人
第2地区	上奈良、中奈良、下奈良、四方寺、奈良新田、東別府、西別府、下増田、別府一丁目、別府二丁目、別府三丁目、別府四丁目及び別府五丁目	3人
第3地区	本町一丁目、本町二丁目、仲町、星川一丁目、星川二丁目、鎌倉町、弥生一丁目、弥生二丁目、宮町一丁目、宮町二丁目、末広一丁目、末広二丁目、末広三丁目、末広四丁目、筑波一丁目、筑波二丁目、筑波三丁目、銀座一丁目、銀座二丁目、銀座三丁目、銀座四丁目、銀座五丁目、銀座六丁目、銀座七丁目、箱田、箱田一丁目、箱田二丁目、箱田三丁目、箱田四丁目、箱田五丁目、箱田六丁目、箱田七丁目、榎町、宮本町、河原町一丁目、河原町二丁目、宮前町一丁目、宮前町二丁目、桜木町一丁目、桜木町二丁目、万平町一丁目、万平町二丁目、曙町一丁目、曙町二丁目、曙町三丁目、曙町四丁目、曙町五丁目、肥塚、肥塚一丁目、肥塚二丁目、肥塚三丁目、肥塚四丁目、上之、上川上、中西一丁目、中西二丁目、中西三丁目、中西四丁目、佐谷田、平戸、戸出、問屋町一丁目、問屋町二丁目、問屋町三丁目、問屋町四丁目、久下、新川、太井、久下一丁目、久下二丁目、久下三丁目、久下四丁目、円光一丁目、円光二丁目、桜町一丁目、桜町二丁目、中央一丁目、中央二丁目、中央三丁目、中央四丁目及び中央五丁目、池上及び下川上	3人
第4地区	小曾根、上中条、今井、大塚、大原一丁目、大原二丁目、大原三丁目、大原四丁目、柿沼、代、原島及び新島	3人
第5地区	万吉、村岡、楊井、平塚新田、成沢、三本、上新田、押切、樋春、御正新田、須賀広、野原、小江川、塩、板井、柴、千代、江南中央一丁目、江南中央二丁目及び江南中央三丁目	5人
第6地区	手島、上恩田、中恩田、下恩田、小泉、屈戸、津田新田、中曾根、吉所敷、沼黒、高本、津田、向谷、相上、玉作、箕輪、冑山、小八林、船木台一丁目、船木台二丁目、船木台三丁目、船木台四丁目及び船木台五丁目	4人
第7地区	妻沼、弥藤吾、妻沼中央、妻沼東一丁目、妻沼東二丁目、妻沼東三丁目、妻沼東四丁目、妻沼東五丁目、妻沼西一丁目、妻沼西二丁目、永井太田、飯塚、市ノ坪、八木田、道ヶ谷戸、上江袋、原井、妻沼小島、男沼、出来島、妻沼台及び間々田	4人
第8地区	上根、江波、八ツ口、善ヶ島、上須戸、西城、田島、西野、葛和田、大野、弁財、日向及び俵瀬	3人
合計		28人